

小売物価統計調査に関する調査計画（変更後）

1 調査の名称

小売物価統計調査

2 調査の目的

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民間借家に居住している世帯

4 報告を求める者

（1）数

【動向編】

約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯

【構造編（地域別）】

約 500 事業所

【構造編（店舗形態別）】

約 1,000 事業所

【構造編（銘柄別）】

約 15 事業所

（2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

【動向編】

ア 無作為抽出

別表 1 の 2 の項に掲げる品目「民営家賃」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

イ 有意抽出

（ア）別表 1 の 1 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から

当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

- (イ) 別表1の3の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。
- (ウ) 別表1の4の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（地域別）】

別表1の1の項に掲げる品目の中で総務大臣が指定した品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（店舗形態別）】

別表1の1の項に掲げる品目の中で総務大臣が指定した品目については、総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（銘柄別）】

別表1の1の項に掲げる品目の中で総務大臣が指定した品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(3) 報告義務者

- ア 「民営家賃」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。
- イ 別表1に掲げる品目（以下「調査品目」という。）のうち「民営家賃」以外の調査品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。
- ウ 報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）を調査する。

(2) 基準となる期日又は期間

以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。

ただし、これらの期日により難しい場合は、総務大臣が別に定める期日とする。

ア 別表1の1の項、5の項、6の項及び7の項（以下「調査員調査品目（民営家賃を除く。）」という。）

毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日

イ 民営家賃

毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

ウ 都道府県調査品目

毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の水曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

エ 総務省調査品目

毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、遊園地入場・乗物代については、毎月の12日を含む週の日曜日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 調査員調査品目（民営家賃を除く。） 総務省—都道府県—統計調査員—報告者

イ 民営家賃 総務省—都道府県—統計調査員—報告者

ウ 都道府県調査品目 総務省—都道府県—報告者

エ 総務省調査品目 総務省—報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（都道府県調査及び総務省調査））

ア 調査の方法

(ア) 調査員調査

① 調査員調査品目（民営家賃を除く。）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

② 民営家賃

a 前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b 調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、aの方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

(イ) その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都

道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

また、調査員調査品目のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣が執行することができる。

(ウ) 電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出

(ア) 及び (イ) に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表 1 の 1 の項、2 の項、5 の項、6 の項及び 7 の項に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

(イ) (ア) にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、特別の事情により調査員が (ア) の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【動向編】

毎月

【構造編（地域別）】

隔月（奇数月）

【構造編（店舗形態別、銘柄別）】

隔月（偶数月）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

6 (2) ア (ウ) に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって

総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出されたものとみなす。

8 集計事項

次の事項について集計する。

【動向編】

(1) 調査品目の価格

- 主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市）
- 全国统一価格品目の価格
- 主要品目の年平均価格（市町村別）

(2) 消費者物価指数

ア 基本分類指数

全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数

イ 財・サービス分類指数

全国、東京都区部の指数

ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数

全国の指数

【構造編（地域別）】

(1) 調査品目の価格

年平均価格（市町村別）

(2) 地域差指数

動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数

【構造編（店舗形態別）】

動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）

【構造編（銘柄別）】

主要銘柄の年平均価格（東京都区部）

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネット（e-Stat）への掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表 2）。

10 使用する統計基準

使用する場面がないため、統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者
調 査 票	3 年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永 年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永 年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

別表 1

品 目	調査区分
【動向編】	
<p>1 米 食パン その他のパン 生うどん・そば 乾うどん・そば 即席麺・カップ麺 中華麺 スパゲッティ ゆで沖縄そば 小麦 粉 もち さけ たこ えび あさり・しじみ ほたて貝 塩さ け たらこ しらす干し 干しあじ その他の塩干魚介 揚げ かまぼこ ちくわ かまぼこ かつお節・削り節 魚介の漬物 魚介のつくだ煮 魚介の缶詰 その他の魚介加工品 牛肉 豚 肉 鶏肉 ハム ソーセージ ベーコン ポーク缶詰 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨーグルト 卵 もやし さつま いも じゃがいも さといも にんじん ごぼう その他の根 菜 生しいたけ えのきたけ しめじ 干しいたけ 干しの り わかめ こんぶ その他の乾物・海藻 豆腐 油揚げ・がん もどき 納豆 こんにゃく 梅干し だいこん漬 はくさい漬 こんぶつくだ煮 その他の野菜の漬物 その他の野菜・海藻加工 品 グレープフルーツ オレンジ キウイフルーツ 果物加工 品 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース ケチャップ マヨネーズ・マヨネーズ風調味料 ドレッ シング ジャム カレールウ 乾燥スープ 風味調味料 ふり かけ つゆ・たれ その他の調味料 ようかん まんじゅう そ の他の和生菓子 カステラ ケーキ その他の洋生菓子 プリ ン ゼリー ビスケット スナック菓子 キャンデー せんべ い チョコレート・チョコレート菓子 その他の菓子 アイスク リーム類・氷菓 弁当 すし(弁当) 調理パン おにぎり そ の他の主食的調理食品 うなぎのかば焼き サラダ コロッケ 豚カツ 天ぷら・フライ ぎょうざ・しゅうまい やきとり 冷 凍調理食品 その他の調理食品 緑茶 紅茶 茶飲料 コーヒ ー コーヒー飲料・ココア・ココア飲料(セルフ式を除く。) 果 実・野菜飲料 炭酸飲料 スポーツドリンク ミネラルウォーター その他の飲料 清酒 焼酎 ウイスキー ワイン ビール 発泡酒・ビール風アルコール飲料 チューハイ・カクテル 日本 そば・うどん(外食) 中華そば(外食) 沖縄そば その他の 麺類(外食) すし(外食) 和食(外食) 中華食(外食) 洋 食(外食) 焼肉(外食) ハンバーガー(外食) その他の主 食的外食(ドーナツを除く。) 喫茶代 飲酒飲食代 設備器具 修繕材料 畳替え 給排水関係工事費 外壁・塀等工事費 植 木・庭手入れ代 その他の工事費 プロパンガス 灯油 電子レ ンジ 炊事用電気器具 炊事用ガス器具 電気冷蔵庫 電気掃 除機 電気洗濯機 エアコンディショナ ストーブ・温風ヒータ</p>	調査員調査品目

ー その他の冷暖房用器具 たんす 食卓セット 食器戸棚
 照明器具 敷物 カーテン その他の室内装備品 ベッド 布
 団 毛布 敷布 その他の寝具類 茶わん・皿・鉢 その他の食
 卓用品 鍋・やかん その他の台所用品 電球・ランプ タオル
 その他の家事雑貨 ポリ袋・ラップ ティッシュペーパー トイレ
 ットペーパー 台所・住居用洗剤 洗濯用洗剤 殺虫・防虫剤
 芳香・消臭剤 柔軟仕上剤 その他の家事用消耗品 家事代行料
 婦人用着物 婦人用帯 背広服 男子用上着 男子用ズボン
 男子用コート 男子用学校制服 婦人服 スカート 婦人用ス
 ラックス 婦人用コート 婦人用上着 女子用学校制服 子供
 服 乳児服 ワイシャツ その他の男子用シャツ 男子用セー
 ター ブラウス その他の婦人用シャツ 婦人用セーター 子
 供用シャツ・セーター 男子用下着 男子用寝巻き 婦人用ファン
 クション その他の婦人用下着 子供用下着・寝巻き 帽子
 ネクタイ マフラー・スカーフ 男子用靴下 婦人用ストッキング
 婦人用ソックス その他の被服 男子靴 婦人靴 運動靴
 子供靴 サンドル その他の履物 洗濯代 被服・履物修理代
 被服賃借料 感冒薬 胃腸薬 栄養剤 外傷・皮膚病薬 その他の
 外用薬 その他の医薬品 保健用消耗品 紙おむつ 眼鏡
 コンタクトレンズ その他の保健医療用品・器具 マッサージ料
 金等 自転車 自動車燃料 自動車等部品 自動車等関連用品
 自動車等整備費 年極・月極駐車場借料 その他の駐車場借料
 その他の自動車等関連サービス(自動車免許手数料及びロードサ
 ービスを除く。) その他の通信機器 携帯電話機 テレビ ビ
 デオレコーダー・プレーヤー カメラ ビデオカメラ パーソナ
 ルコンピュータ プリンタ 携帯型音楽・映像用機器 書斎・学
 習用机 椅子 その他の教養娯楽用耐久財 筆記・絵画用具 ノ
 ート・紙製品 その他の文房具 ゴルフ用具 その他の運動用具
 スポーツ用品 家庭用ゲーム機 ゲームソフト等 その他の玩
 具 音楽・映像収録済メディア(音楽を除く。) 音楽映像用未使
 用メディア ペットフード その他の愛玩動物関連サービス
 その他の愛玩動物・同用品 動物病院代 園芸用品 園芸用植物
 電池 その他の教養娯楽用品 語学講習料 その他の教育的講
 習料 音楽講習料 その他の教養的講習料 スポーツ講習料
 家事講習料 その他のスポーツ施設使用料(ゴルフ) スポーツ
 クラブ使用料 その他の入場・ゲーム代(特殊法人を除く。) 写
 真撮影・プリント代 教養娯楽賃借料 理髪料 パーマネント代
 カット代 その他の理美容代 理美容用電気器具 歯ブラシ
 浴用・洗顔石けん シャンプー ヘアコンディショナー・ヘアト
 リートメント ヘアカラーリング剤 歯磨き 整髪・養毛剤 化
 粧クリーム(カウンセリングを除く。) 化粧水(カウンセリング

	を除く。) ファンデーション(カウンセリングを除く。) 口紅(カウンセリングを除く。) 乳液(カウンセリングを除く。) 通学用かばん バッグ(輸入ブランド品を除く。) 旅行用かばん 装身具 腕時計 傘 その他の身の回り用品	
	まぐろ あじ いわし かつお さば さんま たい ぶり いか かき(貝) キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス ブロッコリー その他の葉茎菜 だいこん たまねぎ れんこん さやまめ かぼちゃ きゅうり なす トマト ピー マン その他の野菜 とうが りんご みかん その他の柑き つ類 梨 ぶどう 柿 桃 すいか メロン いちご バナナ その他の果物 切り花	調査員調査品目 (うち一部の生鮮食 料品等)
2	民営家賃	調査員調査品目
3	学校給食 公営家賃(公的住宅) 上下水道料 清掃代(リサイクル料金を除く。) 診療代(国民健康保険) 出産入院料 人間ドック等受診料 その他の保健医療サービス バス代 タクシー代 その他の自動車等関連サービス(自動車免許手数料) 授業料等 幼児教育費用 中学校補習教育 幼児・小学校補習教育 高校補習教育・予備校 新聞代(地方・ブロック紙) 自動車教習料 ケーブルテレビ受信料 ゴルフプレー料 その他のスポーツ施設使用料(ゴルフを除く。) 文化施設入場料(公立) 温泉・銭湯入浴料 その他の諸雑費(公的手数料) 保育費用 宿泊料	都道府県調査品目
4	コーヒー飲料・ココア・ココア飲料(セルフ式) 乳酸菌飲料 フライドチキン(外食) その他の主食的外食(ドーナツ) 公 営家賃(独立行政法人都市再生機構) 火災・地震保険料 電気 代 都市ガス 清掃代(リサイクル料金) 家具・家事用品関連 サービス 健康保持用摂取品 診療代(国民健康保険によるもの を除く。) 鉄道運賃 鉄道通学定期代 鉄道通勤定期代 航空 運賃有料道路料 自動車等 その他の自動車等関連サービス(ロ ードサービス) 自動車保険料 郵便料 通信料 運送料 レン タカー・カーシェアリング料金 学習参考教材 教科書 楽器 音楽・映像収録済メディア(音楽) 新聞代(全国紙) 雑誌・週 刊誌書籍 バック旅行費 NHK放送受信料 その他の受信料 映画・演劇等入場料 スポーツ観覧料 文化施設入場料(独立行	総務省調査品目

	政法人) 遊園地入場・乗物代 インターネット接続料 その他の の教養娯楽サービス 化粧クリーム(カウンセリング) 化粧水 (カウンセリング) ファンデーション(カウンセリング) 口 紅(カウンセリング) 乳液(カウンセリング) バッグ(輸入 ブランド品) たばこ 非貯蓄型保険料 介護サービス その他 の諸雑費(公的手数料を除く。)	
【構造編】		
5	別表1の1の項に掲げる品目のうち、地域別の物価を明らかにす るために必要なものとして、総務大臣が指定するもの	調査員調査品目
6	別表1の1の項に掲げる品目のうち、店舗の形態別の物価を明ら かにするために必要なものとして、総務大臣が指定するもの	調査員調査品目
7	別表1の1の項に掲げる品目のうち、銘柄別の物価を明らかにす るために必要なものとして、総務大臣が指定するもの	調査員調査品目

調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	閲覧の場所	備考
【動向編】 (調査品目の価格) ●主要品目の都市別小売価格(都道府県庁所在市及び人口15万以上の市) ●全国統一価格品目の価格	東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで 他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで、 ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで	e-Stat	インターネットへの掲載。追って、報告書を刊行。
●主要品目の年平均価格(市町村別)	原則として、調査年の翌年の4月末日まで		
(消費者物価指数) ●全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の基本分類指数 ●全国、東京都区部の財・サービス分類指数 ●全国の世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数	東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、ほかは、原則として、調査月の翌月の末日まで (年平均結果は、調査年の12月分、年度平均は3月分と同時)		
【構造編(地域別)】 (調査品目の価格) ●年平均価格(市町村別)	原則として、調査年の翌年の6月末日まで		

<p>(地域差指数) ●動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数</p>			
<p>【構造編（店舗形態別）】 ●動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）</p>			
<p>【構造編（銘柄別）】 ●主要銘柄の年平均価格（東京都区部）</p>			